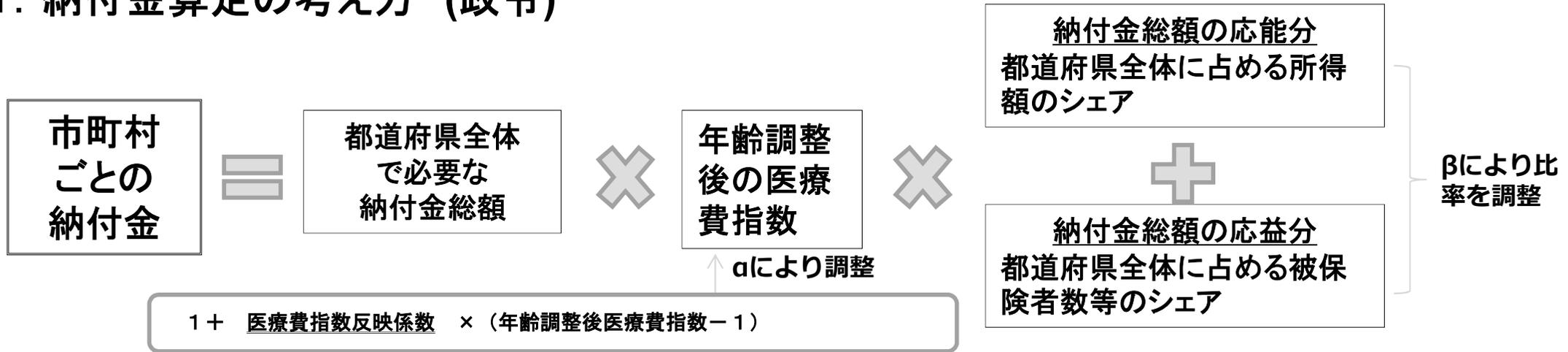


# 納付金等の算定方法について

# 1. 納付金算定の考え方 (政令)



- $\alpha$  (医療費指数反映係数) 市町ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数 ( $0 \leq \alpha \leq 1$ )
- $\beta$  (納付金所得係数) 応能分と応益分の配分を調整する係数  
都道府県の所得水準に応じて設定することが原則 (全国平均なら  $\beta = 1$ )

# 2. 県の納付金算定の考え方 (県国民健康保険運営方針より)

- ①市町ごとの医療費水準の格差は 納付金算定に反映しない → 医療費指数反映係数  $\alpha = 0$
- ②算定方式は3方式 (一般分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全区分) → 3方式：所得割、均等割、世帯割
- ③応能分と応益分の比率 → 応能分：応益分 = 国が示す本県の納付金所得係数  $\beta$  : 1
- ④応能分における所得割と資産割の比率 → 所得割：資産割 = 10 : 0 (3方式のため所得割のみ)
- ⑤応益分における均等割と世帯割の比率 → 均等割：世帯割 = 7 : 3

### 3. 納付金(一般分)の算定例

#### (1) 納付金総額の算定

	県全体医療給付費	905億円
ー)	県に配分される公費等	653億円
=	県全体の納付金総額	252億円

納付金所得係数	
県所得水準	全国所得水準
今回の試算では ① : ② = 0.97 : 1 としている。	

#### (2) 所得水準・被保険者数に応じた按分

県全体の納付金総額を按分

① 所得水準に応じた按分額	124億円
② 被保険者数等に応じた按分額	128億円

#### (3) 市町ごとの納付金の額

##### 1) 所得水準に応じた按分額

124億円を市町の所得のシェアで配分

$$\frac{\text{限度額控除後の所得(A市)}}{\text{限度額控除後の所得(県全体)}} = \frac{399\text{億円}}{1,645\text{億円}} = 24.23\%$$

$$124\text{億円} \times 24.23\% \doteq 30\text{億円} \dots\dots \textcircled{3}$$

##### 納付金被保険者数等割合

##### 2) 被保険者数等に応じた按分額

128億円を市町の被保険者等のシェアで配分

$$\frac{72\text{千人(A市)}}{291\text{千人(県全体)}} \times 0.7 + \frac{42\text{千世帯(A市)}}{170\text{千世帯(県全体)}} \times 0.3 = 24.54\%$$

$$128\text{億円} \times 24.54\% \doteq 31\text{億円} \dots\dots \textcircled{4}$$

##### 3) A市の納付金基礎額

$$\textcircled{3} + \textcircled{4} \quad 30\text{億円} + 31\text{億円} = 61\text{億円}$$

##### 納付金被保険者均等割指数

##### 1 - 納付金被保険者均等割指数

## 4. 激変緩和措置の手順

以下の手順により激変緩和措置を図る。

### ステージ1

- 暫定措置の活用
  - ・ 暫定措置等の国交付金を激変緩和措置に全額充てる。

【激変緩和財源】

398,088千円

### ステージ2

- 下限割合の設定で捻出した財源の活用 ⇒ （本県では設定しない）

### ステージ3

- 県繰入金（激変緩和分）および特例基金の活用
  - ・ あらかじめ定めている都道府県繰入金（激変緩和分）の範囲内で、激変緩和を行う。
  - ・ 県繰入金を活用した分に特例基金を充てることが可能であることから、優先的に活用していく。

34,266千円

計432,354千円

## 5. 激変緩和の規模、期間

### 規模

- ・平成30年度の納付金算定における都道府県繰入金(激変緩和分)の規模は、現行の県2号交付金のメニューのうち、療養給付費等負担金および保険財政共同安定化事業の平成27年度交付実績等を元に県が見込んだ額(10億円)とする。  
※暫定措置額等は国が示す額となる。
- ・平成31年度以降の都道府県繰入金(激変緩和分)は徐々に減らしていく(例えば、1年毎に2億円ずつ減らしていく)。なお、減らした分は通常の1号繰入金にシフトさせる。

### 期間

- ・保険料水準の統一について、平成36年度以降の出来るだけ早い時期を目指していること、特例基金の終期が平成35年度となっていることに鑑み、**激変緩和の終期は平成35年度とする。**

※激変緩和の規模、期間については、今後の情勢の変化等により見直しを行うこともある。

## 6. 激変緩和の一定割合の考え方

- ・激変緩和措置においては**一定割合(自然増等+ $\alpha$ )を設定し**、一定割合を超えた市町に対して激変緩和措置を行う。
- ・一定割合は、医療、後期、介護、全体のそれぞれに設定をする。

### (1) 自然増等の積算方法

医療分	県1人当たり納付金の平均増減率(医療分) ※県1人当たり平成30年度納付金額(医療分)÷県1人当たり平成28年度納付金相当額(医療分)	1.475%
後期分	県1人当たり納付金の平均増減率(後期分) ※県1人当たり平成30年度納付金額(後期分)÷県1人当たり平成28年度納付金額(後期分)	2.220%
介護分	県1人当たり納付金の平均増減率(介護分) ※県1人当たり平成30年度納付金額(介護分)÷県1人当たり平成28年度納付金額(介護分)	1.538%
全体分	県1人当たり納付金の平均増加率(全体) ※(県1人当たり平成30年度納付金額(医療分)+県1人当たり平成30年度納付金額(後期分)+県1人当たり平成30年度納付金額(介護分))÷(県1人当たり平成28年度納付金額(医療分)+県1人当たり平成28年度納付金額(後期分)+県1人当たり平成28年度納付金額(介護分))	1.633%

### (2) $\alpha$ の設定

- ・納付金ガイドラインにおいては、 $\alpha$ は0.5~2で設定する例が示されている。
- ・国保改革初年度においては、極力激変を生じさせないという観点から「0」で算定